

資料 5

厚生労働省

性犯罪被害者に対し医療機関において証拠を採取し、保全する制度を実施することに対する見解

現在医療法及び医師法においては、診療録（カルテ）や病院における検査所見記録等の診療に関する諸記録を一定期間保存することとされている。一方、性犯罪被害者に対し医療機関において証拠を採取し、保全する制度とするためには、

- ・どのような場合に証拠採取・保全を行うのか
- ・どのように証拠採取を行うのか
- ・どの程度の期間保存するのか
- ・証拠採取・保存のためのコストや負担が大きいと考えられるが、当該コスト等についてどのように手当てするのか

といった点について、関係省庁とも十分協議しながら検討する必要があるものとする。